

と申す。かくて天皇御事あり。時三種神器北御ゆり
よ合ひて。御事の書より見えたる趣を。合
きぬのくわへ。御事の書より見えたる趣を。合
せぐかむがを奉る。二位尼天皇抱き奉る。帶みく已
身み結び。海から。寶劍を腰より。神璽を腋小
挾みく海に没る。或ハ接察局天皇抱き奉る。二位
言佐局ハ賢所の御辛櫛オカツヒラを取て海に入らむとさもく。
袴の裾残船より射付ら。蹴纏ケマタを倒さずりけるを。兵ども
取うじて。御辛櫛のくわへを殺す。御管を取出
し。から革を切解カツル。蓋アハ開けむともも。忽目ハラ。脇き鼻血
たる。平時忠卿の死を見く。内侍所の御管形アヒラ狼籍アヒラなり

と制せらる。義経も由残聞て制止を加へ。夕絶。兵ど
も其御船を罷出ぬ。ちがうち時忠卿も申て。りぞれどと
く御辛櫛もを手先入奉る。神璽ハ海上に浮む出まくる
を。常陸國人片岡太郎經春取上奉る。寶劍の御事ハ其後
海中は蟹アシ入しき求免尋ねら。續々まど。顕アヒラらまど。以上玉海。吾妻鏡。百練抄。源平盛衰記。平家物語。恩管抄。神
皇正統記。合考○醍醐。雜事抄の寫を見るに。四月十八日
の下アシ去。三月廿四日於長門國平家與源氏合戰。平家被
打畢云く。と舉く。生取降人自害。致入の名を記す。不
知行方入の名を記す。先帝八條院修理大夫經盛と云
及。八條院ハ惟明王の事なる。あく内侍所御座。進止
同。寶劍不見。寶劍者被問。内大臣之處。最初者奉伊津久志
と記す。事見也。進止を神璽の假借書なり。此本書治承
元暦の頃の消息文書ぞもの。反古小記する。當時れども

なきど。すと一時の記聞ふく。先帝アキラヘハ條院の宮
の御行方の定カタはらぬほども記ちるものなし。下文
十一月三日壬午。九郎判官義経。十郎藏人源行家落而向
西國了。中畧六日於アリ一洲義經行家等被打ウツクシ云々。といふ
説アガシある。〔記〕。そのほどのものも打ウツクシつりあき説も
難ハラカいとば。當時の書とハづくど。ことじくへ信とが
くほく其後文治三年七月寶劍出現の御祈モリり。七
社シナマツ奉幣モリ。又其日。勅使神祇大佑ト部兼衡宿称。大
藏少輔安倍泰成朝臣を長門國ナガミノクニ發遣ハサフスル。祈謝モリ。
又そのうちの船軍小立コトタチ。寶劍沈没の海面を知る。佐
伯景弘残遣ハサフスル案内アシタシ。蟹カニは海シマ中残搜求め
させら被ハサフスルれど。甚ハシタ顯アザケル事モノ。以上百練
考○本編アシタシは、ハサフスルたるごとく。吉野の朝アサヒ御衰ハシタシ
坐ハサフスルる頃。まことに殊ハシタシ其後嘉吉の凶事ハシタシ後ハサフスルふ
き畏ハシタシりぞよ。この御事ハシタシはあれゆく。さて神璽賢所
都アシタシ還入ハサフスル。後鳥羽天皇の受継アシタシる御事
ハ。上に舉ハサフスル百練抄。月輪兼實公比玉海。すと吾妻鏡。平
家物語。源平盛衰記。准后親房卿の神皇正統記。及ぶその
やうの記録アシタシにも見えなく混ハシタシ明ハシタシり。ひよそけ失
うする寶劍の御代器ミレモの御事ハシタシ。建暦御記。寶劍神璽の
條アシタシ。御歎者云々。壽永入海紛失之後。院御時アシタシ以後廿餘年。

やく。將軍の武威アシタシり。吉野方を責ハシタシ事モノハ
うる。また。き代アシタシの代アシタシ小神器アシタシ御アシタシ也。あらす事
代アシタシの代アシタシ。そよあらう。びく。在経アシタシうとつる。うる
べき代アシタシの檀浦アシタシみの義經。北軍アシタシ。シテ
勝負アシタシの力アシタシ。はく。ほく。も神器アシタシ御アシタシ上アシタシ。こ
ちゆく。おうびく。趣アシタシきく。ざりける。かきり。心アシタシ。心アシタシ
ぞアシタシ。この御事アシタシはあれゆく。さて神璽賢所
都アシタシ還入ハサフスル。後鳥羽天皇の受継アシタシる御事
ハ。上に舉ハサフスル百練抄。月輪兼實公比玉海。すと吾妻鏡。平
家物語。源平盛衰記。准后親房卿の神皇正統記。及ぶその
やうの記録アシタシにも見えなく混ハシタシ明ハシタシり。ひよそけ失
うする寶劍の御代器ミレモの御事ハシタシ。建暦御記。寶劍神璽の
條アシタシ。御歎者云々。壽永入海紛失之後。院御時アシタシ以後廿餘年。

被用清涼殿御劍。仍以璽為先。而承元讓位時。承元四年土
德天皇御有夢想自伊勢。伊勢とハ天照皇大神宮方より。
讓位あり。次に引く神皇正統記は證し
く心得奉進。已來又准寶劍以劍為先也。此劍普通蒔繪
也。と記をさせ給ひ。神皇正統記よりも平氏乱ひ之後。内侍所
神璽へ還り入らせ。寶劍へつゞく。海小沈みを見え
ば。其頃ほひハ畫の御座。御劍城。寶劍は擬せらる。事
一。神宮の御告。神劍を奉らせ。ふす。近
頃までの御守なり。き云く。西海。沈。崇神天皇の
御代。お船。造。うへら。劍。乃。うせぬる事。ハ
末世。おも。一。ふやと。うら。うき。うき。ど。熱田の神。あら。

ある御事。御事。と記をせ。かり。ある。うち。御事。比。趣。ハ。何
よりもよく辨へ。心得。奉る。心。ある。む。あ。多く
事。此記の例。神宮とある。伊勢。天照皇大神宮
の御事なり。多く。件の文ア。近頃までの御守。形。り。きと
事記。それ。する語意を。雅。論。ふ。そ。く。へ。その。う。の。過。去。し
い。此記の。形。く。て。の。文。體。う。れ。を。心。ち。く。び。く。く。く。く。く。
夫。形。く。文。意。當。今。す。ぐ。れ。御守。と。あ。く。く。坐。一。函。由。水。く。
か。く。保。建。大。記。ア。ひ。の。神。器。還。御。の。事。残。夏。四。月。鏡。瓊。入。京
師。以。畫。御。座。劍。擬。寶。劍。と。の。書。後。又。大。神。宮。の。御。告。
み。奉。う。せ。う。る。神。劍。を。り。く。永。く。御。代。器。セ。テ。予。を。あ。ま
ひ。傍。る。由。を。い。そ。ざ。る。と。其。記。は。限。く。ある。だ。る。建。久。三。
年。の。後。れ。事。と。決。め。る。ある。べ。く。き。ぞ。う。や。ふ。う。神。器。の。
御。事。残。嚴。重。ス。ナ。だ。せ。く。小。ゆ。ち。せ。て。り。記。レ。ざ。ぬ。も。ある。
今。の。御。物。も。以。畫。御。座。の。形。く。こ。う。く。な。り。人。も。あ。り
え。く。き。ナ。く。は。然。る。絶。太平。記。北。朝。の。貞。和。四。年。の。秋。伊

上天皇の吉野行宮
受傳^{スルツク}坐^{スルシテ}院宣^{イニテ}圓成残直任の僧都^{マサ}
恩賞^{メシタリ}地を^{アヘ}賜^{タマガキ}び^{マケリ}。然^{シテ}勸修寺、大納^{ハシモト}
言經顯卿^{イニテ}も^トう^チ其^ノ誠^モを信^ドま^ス。あ^ハ僕臣^{ハシモト}の所^ハ爲^ム
真^{マサニ}の寶劍^{タケツ}を^{アヘ}由^{アヘ}残舞^{マサシテ}。諫奉^{ハシモト}ら^ハ残聞食^シ
ひ^{マサシテ}た^{マシタ}。や^ハ其^ノ物^ハを出^ス。平野^{ハシモト}預^ト部^{ハシモト}、兼員宿^{ハシモト}
不^{ハシモト}預賜^{タマガキ}。圓成^{ハシモト}小^{ハシモト}賜^{タマガキ}も^ト院宣^{ハシモト}を召返^シされ^{マシタ}る由^ハ
も^トナリ。經顯卿^{ハシモト}の忠言^{マカモ}よ^{マシタ}り。然^{シテ}凶^{ハシモト}物^{ハシモト}を速^{ハシモト}々^{ハシモト}棄^{タマガキ}せ
ま^ス。時^{ハシモト}小^{ハシモト}賜^{タマガキ}と^{ハシモト}う^チ功^{ハシモト}も^トき^{ハシモト}功^{ハシモト}も^トな
む^{ハシモト}。又續古事談^{ハシモト}。神璽寶劍^{ハシモト}也。神^{ハシモト}の代^{ハシモト}より傳^{ハシモト}
ウ^{ハシモト}云^{ハシモト}。か^{ハシモト}る者^{ハシモト}を^{ハシモト}矣^{ハシモト}。ハシモト御^{ハシモト}も^トも^ト。

目のまゝとようせふきと記せり。此文とて神璽寶劍と
りに失くす。あがおもへぬかえり。一げやれど。意コロ
寶劍にうきそひゆるみ。寶劍は其世は近頃。西海み
て失くす。由形。此書はあらうのはやく記し置
る。建保七年より出。更に書集め。由奥書のみ
ある。寶劍の失くすは元暦二年より三十年あり後。
さら小うまくへたる書なれど。件の文。前サキよ寶劍
の失くする。記へたる書なれど。件の文。前サキよ寶劍
とのうちものあること決し。なほひく。件の文。目比
まへふとひよる詞。心残ひき。あらへたらむふと。此

書はその時立し人の記するあるものある。書
はまく混り。あらわれば、うきす。但し神璽へさ
るあらわ。寶劍も。神代を傳ひけるよ。いきる
へ訛。西海は失くする。寶劍は。崇神天皇の摸ウツー造
らせる。御物。神代より。傳ひ。うきす。神劍は。は
やく景行天皇は御世。熱田宮は齋祭らをうひる。
がきゆく。まぐものと。テモテヌ。うけ。或人の記よ
言舉せる。安徳天皇潜幸アマミヤク。とりひくる古蹟れ事。或
きす。阿波國祖谷イヤ。ある古事。寛政五年。
讃岐人菊地武矩イシタケ。祖谷紀行。委くあらへ。其記する

事アリもハアラタキたる事アリもタクアラタク。其アリもセる傳說の實事アリ合ハアリ。事アリ。上アリ證アリもタク残アリ。論アリ辨アリたるアリ。繼モレその事實アリもタク。神器も大御身に從アリ奉ハ。然アリにセアリをタク。大御身に從アリ奉ハ。然アリにセアリをタク。とアリても。その實アリ事アリ知ル。後アリ紀行アリ。天皇の后アリ坐ハ。一アリケアリ由アリ。三好郡貞廣村ササヒロは其陵アリ。後アリみ祠アリ建ハ。若宮大明神アリ。すアリやアリの神アリも称ハ。又アリ舊家アリ中アリ。八幡大菩薩アリ書ハたる旗アリ一旒アリ。八幡大菩薩嚴嶋大明神某大明神。と三神名アリ書ハたるアリ。見ルゆる旗アリ一旒アリ持ハ傳ハ。とみさり。此旗色アリ。

赤アリ。漸アリ。是アリ。うひアリ。かもの形アリと云傳ハ。今アリ其色アリも見えぬアリ。形アリをタク記ハ。然アリ。此アリ國盛朝臣アリ。竊アリ軍場アリを遁ハ。妻子徒者アリ。残率アリ。山アリ中アリ落來アリ。幼童アリ。尊アリ。びアリ。小アリ。天皇アリ。潛幸アリ。御迎アリ。來アリ。残アリ待ハ。由アリ。欺アリ。しアリ。くアリ。世アリ。残アリ。御アリ。然アリ。かアリ。繼アリたるをアリとアリ矣アリ。このほの西國アリ。平知盛アリ卿アリの天皇アリ。御離アリ。由アリ。そアリ不語アリ。傳ハ。御アリ人アリ。きアリ。もアリ。この祖谷人アリ。比類アリ。察ハ。又アリ天皇アリ。后アリ。坐ハ。由アリ。無アリ。人アリ。おアリ。然アリ。べき。小女アリ。あアリらアリ。うアリ。づアリ。后アリ。私アリ。なり。と欺ハ。きたるを

ひを。然て、御母后よりとあむ来る婦女の在
けるを。たゞ、后と語り傳へるふても、いふ。會津人
文の著せる。山路の假標とし書は。阿波の曾谷^{祖谷}人を
ほ歎^{たみ}すと、とりよ山郷^{こり}と、神爾寺^{この}山寺^のあま
り代々の過去帳は。開山神爾和尚と、り村老の口傳り。
安德帝世をはぐうきうい寶算五十ばくりうで坐^あ
くと、曾谷の近邊^そ木谷^木平山^山か、劍^剣神社^{神社}あり。帝の
深そきの御毛と御紅刀を藏^{くわ}むる宮あり。とさう由記
傷^け造^{つくり}説^せある。うれ紀行^{うけ}見えどりくわえを人の
この説^せあらば。また、後人此をりば
す。僧名を神爾^{じん}と、由^ゆ寺号^{ごう}。又劍^剣神社^{神社}此
靈實^{れいじつ}残^{のこ}る趣^{おも}。そのら人の^{おとこ}豊前國^{ほうぜん}分
のあくろちえほくろびくきふゆふやく。また、
第^{だい}先^{せん}の統^{とう}いあぐ聞^きねばざれど、實^{じつ}は然^{しか}うう
ゆうだ。あれも祖谷^{いや}あると。大う^き似^なる趣^{おも}こそん

あまくま。ゆく長門國^{ながと}の御影堂阿弥陀寺^{あみだ}。文治元年
七月の玉海^{たま}。先帝御事示送其狀^中云^中。如^く師當勘申^あ仰^て長
門國^{ながと}被建立^{はれ}一堂尤^{とく}為上計^{めい}。上奉^{うぶ}始^{はじ}先帝凡^{まん}為戰場終命
之士卒等^の可^べ被置^は永代之作善^ぞ也。且^は是叶^は先朝追尊之趣^{おも}。又
為罪障懺悔之法歟^か。但^は國土殊凋弊^{しよひ}。營造若有^{ゆゑ}煩者^{うき}。強^よ雖^か非
火急^{かき}。漸^く可^べ給^は土木歟^か。愚案之旨大概勒狀^{あらわ}以此等^の趣^{おも}可^べ計^く
奏^さ狀^{じょう}如^件。記^きテ終^し。同二年閏十二月二十二日の記^き。か
長門國^{ながと}可^べ建^た一堂^{どう}之由可^べ宣下^げ者[。]皆任^{たま}御定^{めい}可^べ宣下^げ之由仰^て
了^り玉葉^{たま}玉海^{たま}と同日^の記^き。奉^{なま}為安德天皇^{あんとくてんのう}於^おとみえ
長門國^{ながと}建^た一堂^{どう}依^{たま}不^{たま}據^{たま}神社^{じんじゃ}無^な奉幣^{なま}之沙汰^{さた}也[。]

て。よくあきらめく書寫せるを。はやく文化十三年の頃。
人の見ゆる殘考へ正しく記し於ける残。今於りの出
て書はく。その文書のやみ。みやび多矣。假字
文よ書て。歌も四首ばかり見ゆ。奥に「建保第五丑年九月
二日從四位上侍徒行左少辨藤原朝臣經房花押」左古曆
へ」と書とぢ矣。もの承る。よくとその書あるせよ大
肯。壽永四年壽永二年安德天皇世の乱を避け。西國より遷幸する御跡。後鳥羽院推て御位を知食し。翌年更に元暦の年号を建らせきり。すなは素よりの壽永の年号を用て記す趣なり。下とも此定かく記す。三月廿四日檀浦カニ二位、尾の計らむよきり。典侍大納言局某へ於のを經房。大

も共に在るを承る。但しその阿弥陀寺を皇陵山と称
ふ事也。於のをいたひよど聞おもひ。長門人に此山号の
聞さる事なり。きくやくそを法事アト實形無事あり。陵も
師の謾言アラシテといふ。そも寶物アラシテある。陵も
在るやうふらむ。ほつふもあれ。其の後のそつら人
みみづきわざある。論もまともぬ。世小長門本
家物語。もと此寺より出たまう。長門人の語。そくある平
らく。其國の豊浦郡殿敷村。又小丘のゆゑを。安徳天皇の
陵。なり。そもりくる説あり。そも其里ちかく。竹筒も
乃の出しある。そくら説あり。竹筒も證をきこす。ま
り。又摂津國能勢の山中みも。云々といふ。能勢
郡出野村の農民。勘兵衛といふ者。竹屋の棟木よ。竹筒よ
藏名く結び着て。在るける文書残。近づく見出されたと

輔判官種長。郡司景家等主上を守護カムヒ。小舟あり。遁被カフアセ奉マツル。二位尼の源氏の兵を欺アハフりもがき更に。知盛卿の末子よ主上の御衣を着け。御歛めきかるもの。をあづく。主上小従ひ奉る。共に海ツツシマ沈みぬ。主上残を件の入アリ守護奉マツル。石見伯耆但馬歴て。六月十五日攝津國能瀬の長尾ナガオ。うすい郷と云ふ所より。奉マツル。翌る壽永五年五月十七日主上崩ハリ。御陵の事を御衣御調度を岩崎といふ所ヤマザキ。所ヤマザキもあづけ奉マツル。八つの宮と申す。宗を奉マツル城。後ノ若宮八幡宮合せ。以シまつり奉マツル。忠

のる自己が子孫の絶ふ事あるべく種長景家が勧
むる。うらづら。典侍大納言局を妻。御社は仕奉。
うら耕作の業にて在る。子左吉麻呂。りふい
ます。今年廿六。母。五十歳よりぬ。又種長
十九年前か死。其子刑部太郎。ひふが廿八歳より
あり。景家。十三年。子。小次郎。平三郎は
うち。ゆかり。れの。彼元後。ひまわり。かくら在室
い。それを子孫。傳。ひまわり。あらわ。おける由記せるも
のあり。あらわ。その文。劣。め。ひまわり。もあよ。そのかみ
あらわ。つきあらざ。あらわ。の記せ。事のれ。もひまわり。

任ふ據考に。嘉應二年。左少辨正五位下。承安三年。權右中辨從四位下。同十月廿一日。又從四位上。壽永三年。前年七月。安德天皇都を出。左大辨從三位。同九月十八日。權中納言は爲されあるよ。見え。又尊卑分脉。卿の傳。正三位。權大納言。正治二年二月廿二日出家。今日進辭狀。同年閏二月十日薨。と見え。建保の頃へ既く世よ逃き人なるを。名は在世の人とひもむ。正二位。權大納言と署さる。従四位上侍從行左少辨。と書ふ。違。前官とせむ。従四位上の左少辨。満。侍從。とあく。終事。され。事。あく。もあら。書。見。見る事。但し其を書ふ。あやも。書。見。見る事。但し其を書ふ。